

芸術文化観光専門職大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき芸術文化観光専門職大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、芸術文化観光専門職大学学則(令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号)第27条第2項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、芸術文化学士(専門職)又は観光学士(専門職)とする。

2 前項の規定により授与する学位記は、様式第1号のとおりとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

(学位の名称)

第4条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、芸術文化観光専門職大学を付記するものとする。また、学位記の英語名称については、Bachelor of Arts 又は Bachelor of Tourism とする。

(学位記の再交付)

第5条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に申請しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

<p>学位記</p>	<p>大学 之印</p>	<p>氏名</p>	<p>年月日生</p>
<p>本学芸術文化・観光学部芸術文化・観光学科 所定の課程を修め本学を卒業したので芸術 文化学士（専門職）の学位を授与する</p>			
<p>年月日</p>			
<p>芸術文化観光専門職大学 印</p>			
<p>学○ 第××××号</p>			

<p>学位記</p>	<p>大学 之印</p>	<p>氏名</p>	<p>年月日生</p>
<p>本学芸術文化・観光学部芸術文化・観光学科 所定の課程を修め本学を卒業したので観光 学士（専門職）の学位を授与する</p>			
<p>年月日</p>			
<p>芸術文化観光専門職大学 印</p>			
<p>学○ 第××××号</p>			